山火事の代償は?!?!

アメリカ、ワシントン州バンクーバーに住む当時<mark>15歳</mark>だった少年は、2017年9月2日に美しい自然が広がるオレゴン州コロンビア・リバー・ゴージのイーグル・クリークの森に2つの花火を投げ捨てました。

その結果

火はたちまち山全体に広がり、48,000エーカー(約194Km²)(東京ドーム約4130個分)が焼失しました。 とんでもない広さです!

152人が山道で身動きが取れなくなり、道路や鉄道、シーズン真っ最中の観光客で賑わう美しい景勝地の損害額は約1,350万ドル(約<mark>15億円</mark>)にも上り、 消火活動には2,000万ドル(約22億円)の費用を要したそうです。

今年の2月に罪を認めた少年には、5年間の保護観察および1920時間の地域奉仕活動命令が下されたほか、山火事に巻き込まれた152人と各公的機関らに謝罪文を書くよう命じられていたそうです。

そして5月21日にフッドリバー郡巡回裁判所で行われた裁判では、米国林野局やオレゴン州運輸省を含む9つの機関の申し立てが認められ、少年には3,661万8,330,24ドル(約40億円)の損害賠償支払い命令が言い渡されたそうです。 えっ?40おくえん?億円?

少年の弁護人は、過剰な金額の支払い命令を「不合理で馬鹿げている。憲法違反だ」と批判したそうですが、 ジョン・A・オルソン判事は、このような多額の罰金を少年が支払う能力はないと認めながらも「憲法違反で はない」と反論し、「罰金額は少年が引き起こした財政的損失を超えておらず、明らかに犯罪に比例してい る」と述べたそうです。

たった数本の花火が





山火事

の代償は?!?!

NBS 1/19

支払いに関しては、関連当局が少年のために支払いのスケジュールを組むことも可能だそうです。 さらに少年が賠償金支払いに応じ、他の罪を犯さず保護観察期間を問題なく終えることができれば、 10年後には支払いを止めることが許されることも明らかになったようです。

いくら10年後に支払いが止められる可能性が有るとはいえ、40億円はどうなんですか? 懲役175年とかの判決が下る国ですから、普通なのかも分かりません!





